



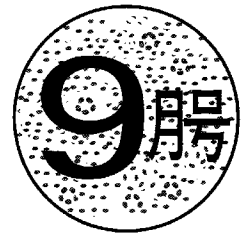
知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス
代表 藤田貴男

(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1
六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433
info@jp-ips.com(代表)



2016・9・10

最新ニュース・割引情報・
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス

日本規格協会とINPIT ▼経済産業省▼

知財と標準化の連携で中小支援

経済産業省は、日本規格協会（JSA）と工業所有権情報・研修館（INPIT）の連携を強化し、中小企業の知財・標準化戦略の立案に関するアドバイスをワンストップで行えるようにすると発表した。

これまでは日本規格協会による「標準化に関するアドバイス」と、工業所有権情報・研修館による「技術の権利化・秘匿化に関する知財情報の分析とアドバイス」の窓口が別々だった。今後、両機関が連携して両者の専門家を同時に派遣するなど協力を強化して、中小企業にとって最適な標準、知財、営業秘密の有効活用や知財・標準化戦略の立案をサポートする。

中小企業が特許で技術を守ったり、自社技術の普及に向けて規格を自らつくったりすることを後押しし、中小企業の稼ぐ力を強化するのが狙いで、JSA、INPITどちらの窓口でも無料相談ができる体制を構築する。

グローバル・イノベーション・インデックス

世界技術革新力、日本16位

WIPO（世界知的所有権機関）は、技術革新を生み出す環境が整っている国・地域をランキング化した「グローバル・イノベーション・インデックス2016」を発表した。

それによると、スイスが6年連続で1位を獲得した。2位：スウェーデン、3位：英国、4位：米国。日本は16位に入り、昨年より3ランク上げた。

アジア圏をみると、トップがシンガポールの6位、続いて韓国の11位、香港の14位という順。中国は25位となり、初めてベスト25にランクインした。

日本は、各国のトップクラスの大学の水準や国際特許出願、科学技術論文数などに焦点を置いて詳しく評価した「イノベーションの品質評価」部門では1位を獲得した。順位は日本に続

き、2位：米国、3位：英国、4位：ドイツとなっている。

グローバル・イノベーション・インデックスは、WIPOと米コーネル大学などが、研究開発投資のほか国際特許出願、科学技術論文などイノベーションに関係する82項目を対象とする128カ国別に点数化して比較、その結果の順位を毎年発表している。

2015年4月に制度開始

▼特許庁▼

特許異議申立て、1,000件超える

特許庁は、特許異議の申立て件数が2015年4月の制度開始以来、累計で1,000件を越えたとして、国際特許分類（IPC）別の内訳件数とともに公表した。

特許異議の申立て制度の開始当初より、Cセクション（化学；冶金）の件数が最も多く、Aセクション（生活必需品）、Bセクション（処理操作；運輸）がそれに続く形となっている。

IPC別の内訳件数は以下の通り。

- Aセクション（生活必需品）202件
- Bセクション（処理操作；運輸）171件
- Cセクション（化学；冶金）295件
- Dセクション（繊維；紙）32件
- Eセクション（固定構造物）22件
- Fセクション（機械工学；照明；加熱；武器；爆破）44件
- Gセクション（物理学）102件
- Hセクション（電気）133件

また、ファーストアクション（審判官による審理結果の最初の通知）の割合も公表された。

維持決定（即維持）の割合は28.8%、取消理由通知の割合が71.2%。現時点では最終処分に至った事件数が少ないということで、最終処分（決定）の割合は公表されていないが、28.8%が異議申立を認めず、ただちに特許を維持するという決定だった。

ファーストアクションの割合（平成28年6月30日までの審理実績に基づくもの）

- ・維持決定（即維持） 28.8%
- ・取消理由通知 71.2%

進歩性の論理づけ
 審決取消請求事件 知的財産高等裁判
 所 平成27年(行ケ)第10149号
 判決言渡 平成28年8月10日

第1 事案の概要

特許庁が特許第3884028号(発明の名称:平底幅広浚渫用グラブバケット)についての特許無効審判(無効2010-800231号)で行った審決(請求項1に記載された発明(本件発明)についての特許を無効とする)(本件審決)の取消が求められた事件である。

原告が主張した審決取消事由は多岐にわたっているが、本件審決の理由の一つである「本件発明は、特開平9-151075号公報(引用例1)に記載された発明(引用発明1)に、実開昭64-32888号公報(引用例3)に記載された発明(引用発明3)、等を適用することによって、当業者が容易に発明をすることができた」が、本判決によって取り消された部分の進歩性判断の論理づけについてのみ紹介する。

第2 判決

特許庁が無効2010-800231号事件について平成27年6月26日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

本件発明と引用発明1との間には、本件審決が認定したとおり、本件発明においては、「シェルの上部にシェルカバーを密接配置するとともに、前記シェルカバーの一部に空気抜き孔を形成し、該空気抜き孔に、シェルを左右に広げたまま水中を降下する際には、上方に開いて水が上方に抜けるとともに、シェルが掴み物を所定容量以上に掴んだ場合にも内圧の上昇に伴って上方に開き、グラブバケットの水中での移動時には、外圧によって閉じられる開閉式のゴム蓋を有する蓋体を取り付けるのに対して、引用発明1においては、そのように構成されているか否か不明であるという相違点(相違点2)が存在するものと認められ、この点は、当事者間に争いがない。

本件審決は、浚渫用グラブバケットに関する発明である引用発明1において、同じく浚渫用グラブバケットに関する周知技術2(浚渫用グラブバケットにおいてシェルの上部にシェルカバーを密接配置すること)及び、周知技術3(浚渫用グラブバケットにおいてシェルの上部に空気抜き孔を形成すること)並びに引用発明3を適用して相違点2に係る本件発明の構成とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことであると判断した。

相違点2は、シェルの構成に関するものである。しかし、引用例1には、・・・、シェル自体の具体的構成についての記載はない。したがって、引用例1には、シェルの構成に関する課題は明記されていない。

もっとも、引用例3、等によれば、本件特許出願の当時、浚渫用グラブバケットにおいて、シェルで掴んだ土砂や濁水等の流出を防止することは、自明の課題であったということが出来る。したがって、当業者は、引用発明1について、上記課題を認識したものと考えられる。

当業者は、引用発明1において、上記課題を解決する手段として、周知例2(実開昭49-137262号)に開示された「シェルが掴んだヘドロ等の流動物質の流出を防ぐために、相対向するシェル11、11の上部開口部12、12に上部開口カバー13、13をシェル11、11の内幅いっぱい固着するか、又は、取り外し可能に装着することに

よって、上部開口部12、12を上部開口カバー13、13でふさぎ、シェル11、11を密閉する」構成を適用し、相違点2に係る本件発明の構成のうち、「シェルの上部にシェルカバーを密接配置する」構成については容易に想到し得たものと認められる。

しかしながら、シェルの上部に空気抜き孔を形成するという周知技術3は、シェルの上部が密閉されていることを前提として、そのような状態においてはシェル内部にたまった水や空気を排出する必要がある、この課題を解決するための手段である。

引用例1には、シェルの上部が密閉されていることは開示されておらず、よって、当業者が引用発明1自体について上記課題を認識することは考え難い。

当業者は、前記のとおり引用発明1に周知例2に開示された構成を適用して「シェルの上部にシェルカバーを密接配置する」という構成を想到し、同構成について上記課題を認識し、周知技術3の適用を考えるものということができるが、これはいわゆる「容易の容易」に当たるから、周知技術3の適用をもって相違点2に係る本件発明の構成のうち、「前記シェルカバーの一部に空気抜き孔を形成」する構成の容易想到性を認めることはできない。

また、引用例3には、海底から掻き取った海底土砂等をバケットシェル内に保持することを可能にし、かつ、水の抵抗を最小限にして、荷こぼれによる海水汚濁を防止し得るグラブバケットの提供を課題とし、同課題解決手段として、シェルの上部開口部の開閉手段を設けた旨が記載されていることから、当業者は、引用発明1において、シェルで掴んだ土砂や濁水等の流出を防止するという自明の課題を解決する手段として、シェルを密閉するために、「浚渫用グラブバケットにおいて、シェルの上部開口部に、シェルを左右に広げたまま水中を降下する際には上方に開いて水が上方に抜けるとともに、シェルが掴み物を所定容量以上に掴んだ場合にも内圧の上昇に伴って上方に開き、グラブバケットの水中での移動時には、外圧によって閉じられる開閉式のゴム蓋を有する蓋体を取り付けるという技術」である引用発明3の適用を容易に想到し得たものということができる。

しかし、引用発明1に引用発明3を適用しても、シェルの上部に上記のように開閉するゴム蓋を有する蓋体をシェルカバーとして取り付ける構成に至るとどまり、相違点2に係る本件発明の構成には至らない。

以上によれば、相違点2が容易に想到できるとした本件審決の判断には誤りがある。

第4 考察

主引用例記載の発明に副引用例記載の発明を適用することにより進歩性が否定されたとした審決を取り消す理由の一つとして、主引用例に記載されていない構成(シェルの上部に空気抜き孔を形成する)が記載されている副引用例では「シェルの上部が密閉されていることを前提として、そのような状態においてはシェル内部にたまった水や空気を排出する必要がある、この課題を解決するための手段」として「シェルの上部に空気抜き孔を形成する」構成を採用しているところ、主引用例には、シェルの上部が密閉されていることは開示されておらず、よって、当業者が主引用発明自体について「シェルの上部が密閉されていることを前提として、そのような状態においてはシェル内部にたまった水や空気を排出する必要がある」という課題を認識することは考え難い、という判断がされている。

実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。以上

PCT出願件数が過去最高 商標登録出願は18.4%増

■特許行政年次報告書2016年版■

特許庁は、「特許行政年次報告書2016年版～イノベーション・システムを支える知的財産～」を公表した。

本報告書では、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報等を基に取りまとめている。

特許

2015年度の日本における特許出願件数は318,721件だった。日本国特許庁が受理官庁として受け付けたPCT出願件数は43,097件と過去最高となり、2015年度の世界のPCT出願件数も過去最高の216,770件を記録した。

審査の状況では、2013年度末に一次審査通知までの期間を10.4カ月とし、2004年度に掲げた10年目標（平成25年度末までに一次審査通知までの期間を11カ月以内とするという目標）を達成したことが報告されている。

特許庁は、新たな10年目標として、平成35年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14ヶ月以内、平均10

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

地域団体商標、開始10年 累計登録件数が600件に

■特許庁■

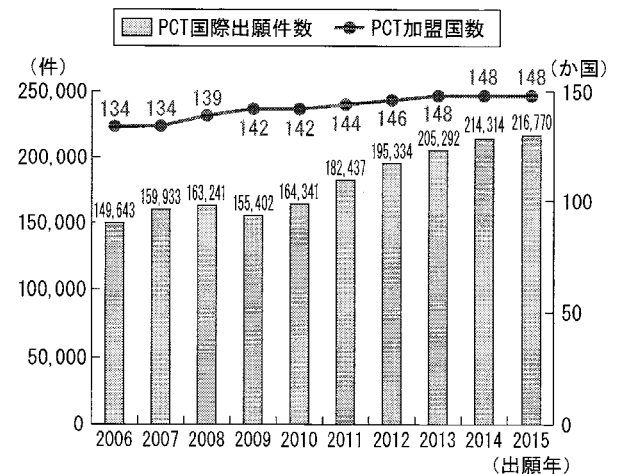
地域ブランドの保護・振興のため平成18年4月に導入された「地域団体商標制度」は、制度開始から10年が経過した。

制度開始10年で累計600件

これまでに、同制度を利用して全国の農産品や工芸品、温泉地、ご当地グルメなど様々な地域ブランドが商標登録されており、第1号として登録された青森県の「たっこにんにく」から始まった地域団体商標は、6月17日、広島県の「比婆牛」が商標登録されたことで、累計登録件数が600件に到達した。

地域ブランドの適切な保護により、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を後押しすることを目的とした地域団体商標が、地方創生につながる制度として活用されることが今後ますます期待される。

PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移



WIPO Statistics Data Centerを基に特許庁作成

カ月以内とするという目標を設定している。

商標

商標登録出願は147,283件（前年比18.4%増）と大幅に増加した。新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置の商標）も登録の対象となったことで全体的な商標登録への関心が高まったと考えられる。

内訳を見ると、国際商標登録出願件数は前年比26.1%増15,984件、それ以外の商標登録出願件数は同17.5%増の131,299件であった。

商標登録出願1件あたりの平均区分数も前年の1.91から2.39と増加した。

目的に合わせてデータ活用

また、特許庁は8月初旬、地域団体商標制度に関するデータの更新を行った。更新されたのは、同庁ホームページ「地域団体商標制度」サイト内の「地域団体商標制度の出願状況について」、「登録案件一覧」、「地域団体商標MAP」に関するもので、今年7月31日時点での最新データ（出願件数1,138件、登録件数596件）が反映されている。

「地域団体商標制度の出願状況について」は、北海道から沖縄までの都道府県別および海外の出願内訳が一覧で記載されており、件数上位を見てみると、トップは京都府の150件、次いで兵庫県の63件、北海道の51件、沖縄県と岐阜県の同42件と続く。

「登録案件一覧」は、登録番号順に全596件の登録番号、商標、権利者、地域が記載されており、基礎データとして活用できる。

「地域団体商標MAP」では、日本地図上に地域ブロックごとにまとめて都道府県名と登録されている商標が記載されており、地域や自治体ごとの登録状況が把握しやすくなっている。

審 決 紹 介

本願商標(別掲)は、商標法第4条第1項第11号及び第16号には該当しない、と判断された事例(不服2014-20157号、平成28年6月7日審決、審決公報第199号)

別掲

MAGGIEITALY

1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、「被服、履物、運動用特殊靴、帽子、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、仮装用衣服、運動用特殊衣服」を指定商品として、平成25年5月1日に登録出願されたものである

2 原査定における拒絶の理由の要旨

原査定は、以下(1)及び(2)のとおり認定、判断し、本願を拒絶したものである。

(1) 本願商標は、その構成中にイタリア国を意味する「ITALY」の文字を有してなるものであるから、これを本願の指定商品中「イタリア製の商品」以外の商品に使用するとき、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるものと認められた。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第16号に該当する。

(2) 本願商標は、登録第1910784号商標「MAGI\マギー」他(以下、「引用商標」という。)と「マギー」の称呼を共通する類似の商標であって、その商標に係る指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品について使用するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

3 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第16号について

本願商標を構成する各文字は狭い間隔をもって均等に配されており、また、語頭の「M」が文字の左端の縦線をやや長く伸ばし、先端を「J」の文字のようにやや外側に曲げた特徴を有し、これに続く「AGGIEITALY」の文字は語頭の「M」の文字よりやや小さく、各文字が一般的なゴシック調書体により同じ大きさで表されているものである。

そうすると、本願商標は、視覚上、その構成全体として、まとまりよく一体的に看取され得るものであって、語頭の「M」をやや大きく特徴的に表した一単語として理解、認識されるものというのが相当である。

そして、「MAGGIEITALY」の欧文字は、既成の語ではなく、特定の観念を生じない一種の造語といえるものであって、その構成文字全体から生じる「マギーイタリー」の自然な称呼も、冗長とはいえず、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、全体が一体不可分の商標と認識されるものというのが相当であり、かかる構成においては、その構成文字に含まれる「ITALY」の文字列に着目して、該文字列が本願の指定商品の産地・販売地を具体的に表示するものであると直ちに認識されるとはいえない。

してみれば、本願商標をその指定商品に使用しても、商品の品質の誤認を生じるおそれはないというのが相当であるから、商標法第4条第1項第16号に該当しない。

(2) 商標法第4条第1項第11号について

本願商標は、全体が一体不可分の商標と認識されるものというのが相当であり、これを構成する「MAGGIEITALY」の欧文字からは、「マギーイタリー」の称呼のみを生じるものである。

してみれば、本願商標から「マギー」の称呼が生じ、本願商標と引用商標とが「マギー」の称呼を共通にすることを前提として、商標法第4条第1項第11号に該当するものとした原査定は妥当とはいえない。

(3) したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号及び16号に該当するものとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標(別掲)は、商標法第4条第1項第6号及び第8号には該当しない、と判断された事例(不服2016-3993号、平成28年6月21日審決、審決公報第199号)

別掲



1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第9類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成26年10月20日に登録出願されたものである。

2 原査定における拒絶の理由の要旨

本願商標は、その構成中に「unv」の文字を有してなるが、これは、国連開発計画(UNDP)の下部組織として1970年の国連総会決議によって創設された、ドイツ国ボン在の「国連ボランティア計画」(United Nations Volunteers)を表示する、本願の出願前より現在に至り著名な標章「UNV」とその外観及び称呼において類似する商標であるから、商標法第4条第1項第6号に該当し、また、本願商標は、上記「国連ボランティア計画」の著名な略称である「UNV」と類似する「unv」の文字を含むものであり、かつ、同機関の承諾を得ているものとは認められないから、同法第4条第1項第8号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、「u」、「n」、「v」の各文字を、統一したデザインの字体により横書きにし、2文字目の「n」の直上には、前後の「u」及び「v」の両文字にまたがるように円弧の図形が配され、また、1文字目と3文字目の「u」及び「v」の文字を黒色で、中央の「n」の文字とその直上の円弧の図形部分を濃い灰色で表し、全体として文字部分と図形部分とがまとまりよく一体的に構成されている。

次に、「国連ボランティア計画」の英語表記を構成する各語の頭文字「UNV」の文字について、当審において職権をもって調査するも、当該文字が上記公益的機関を表示するもの、あるいは同機関の略称として、本願商標の出願時及び査定時において、我が国において著名な程度に至っているものと認められる事実を見いだすことはできなかった。

そうすると、「UNV」の文字が、公益的機関である国連ボランティア計画を表示するものとして、あるいは同機関の略称(標章)として著名なものとはいえないこと、さらに、本願商標は、文字部分と図形部分とがまとまりよく一体的に構成された態様よりなることを併せ考慮すれば、本願商標が、着者をして、直ちに「国連ボランティア計画」を表示するもの、あるいは同機関の略称を表示するものと想起させるものとはいえない。

してみれば、本願商標は、公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章と同一又は類似の商標ということではできず、また、他人の著名な略称を含むものともいうことはできない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号及び同項第8号に該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和32年	商標登録第 495496号～第 497196号
〃 42年	〃 第 732303号～第 734788号
〃 52年	〃 第1246619号～第1253173号
〃 62年	〃 第1931101号～第1938492号
平成9年	〃 第2719581号～第2720000号
平成9年	〃 第3255201号～第3266199号
平成19年	〃 第5022168号～第5028767号

各年の2月1日～2月28日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成25年10月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは9月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況

	特 許	商 標
28年6月分	27,518	12,974
前 年 比	101%	108%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm